



これまで就学前の子どもたちは、憲法・児童福祉法の下で保育を受ける権利をはじめ、全国どこでも同じ条件で保育が提供され、運営の財源は公費で負担されてきた。しかし、厚生労働省の「社会保障審議会少子化対策特別部会」は、教育、医療、福祉の分野と同様に保育でも市場原理を導入する新自由主義による新たな保育制度案（第1次報告）を09年2月24日、決定した。営利を求めず、保育の公共性・安定性・継続性が保障されるしくみ、いわゆる公的保育制度を崩して、市場原理に基づく競争を持ち込み、保育を親の「自己責任」に変えようとしている。

また、新しく保育所保育指針が改訂され（08年3月）、この4月1日から適用される。その第1章総則には、それまでの入所する「乳幼児」を「子ども」とし、「子どもの権利条約」の核心をなす「子どもの最善の利益

を考慮し…」という文言に変えた。これはまさに生かされねばならない国際的な到達点である。その中身は保育の現場で保育に携わる人たちによって具体的に豊かにされるであろう。

このように、制度面でも、内容面においても子どもの保育の環境が大きく変わろうとしている。

昔は、子どもは「人手」で育てられ、いまは「物」で育てられる、とも言われる。核家族化、少子化、経済的及び自己実現のための母親の就労の増加などで、子育ての環境が激変し、伝統的な手法も生かされぬまま保育者が苦悩しているのを反映した言葉である。

幼児期の生活時間の大半を過ごす大切な保育現場では、「子どもの育ちそびれ」「子ども同士のコミュニケーションの不成立」、親と子どもとの愛着関係、保育士と親との関係、保育士の厳しい労働実態など、さまざまな悩みや問題を抱えている。

そこで、県内における保育現場の実態を明らかにしながら、「新制度案」のもつ問題点を解明し、豊かな人間形成の土台を培う保育のあり方を子どもの発達に即して考えてみたい。次世代に対する支援や責任が私たち市民にも求められている。

（編集部）